

# 令和2年度 宮古島市奨学生募集要項



## 【申込み期間】

令和2年5月7日(木)～令和2年5月22日(金)

## 【お問い合わせ先】

宮古島市教育委員会 教育総務課(城辺庁舎1階)

電話:0980-77-4942



# 令和2年度宮古島市奨学生募集について



本制度は、優秀なる学生で、経済的な理由により就学困難な者に対して奨学金を貸与することにより、地域社会に貢献できる有為な人材を育成することを目的としています。

## 1 採用予定数及び貸与額(無利子)

- (1) 採用予定数：1名
- (2) 貸与額
  - ア 県内学生 20,000円(月額)
  - イ 県外学生 30,000円(月額)

## 2 申込み資格

- (1) 市内に居住する者の子であること。ただし、父または母がともにいない者については、その者が市内に住所を有していること。
- (2) 学校教育法第1条及び第124条に規定する大学(短期大学含む)、高等専門学校(4年及び5年在学に限る)及び専修学校に在学する者で、優秀であること。ただし、大学院・放送大学・通信教育等の者は除く。
- (3) 経済的理由により就学が困難と認められる者であること(※総所得の上限額は別表を参照してください)。

## 3 併用

- (1) 他の奨学金制度と併用可能。ただし、他の奨学金制度が併用を認めていない場合がありますので、ご注意ください。

## 4 申込みにおける必要書類

- (1) 奨学生願書(1号様式)
- (2) 奨学生推薦調書(2号様式) ※学校長が記入。今年度入学生については、出身高等学校等のもの
- (3) 在学証明書 ※令和2年4月1日以降に発行されたもの
- (4) 令和元年度における成績証明書
  - ア 入学生の場合は、出身校の成績証明書
  - イ 在学学生の場合は、在学校の成績証明書
- (5) 本人の健康診断書
- (6) 住民票謄本 ※家族及び本人のもの
- (7) 保護者の印鑑登録証明書
- (8) 世帯における全員の所得証明書、納税証明書
- (9) 連帯保証人(2名)の住民票及び印鑑登録証明書
  - ※連帯保証人については、成年者で、保護者と別生計を立てている方を選択してください



## 5 申込期間と方法

- 【申込期間】 令和2年5月7日（木）～令和2年5月22日（金）
- 【申し込み方法】 必要書類をすべて揃え、郵送または直接担当課へ提出してください。  
〒906 - 0103 沖縄県宮古島市城辺字福里600 - 1  
宮古島市教育委員会 教育総務課（城辺庁舎1F）  
電話 0980-77-4942

## 6 奨学金の貸与

- (1) 貸与期間  
令和2年4月から、在学する学校における正規の修業期間までとします。また、奨学生は毎年1回（4月末まで）成績証明書を提出する必要があるため、出校及び成績不良の場合は再審査を要します。
- (2) 交付時期  
支給方法を以下より選択してください。選択された方法により指定の銀行口座（本人名義）へ振込みます。ただし、初回支給月のみ7月からの支給となります。  
ア 月額支給（毎月15日）  
イ 半年額支給（4月・10月の15日）
- (3) 貸与の打ち切り  
奨学生が、次のいずれかに該当する場合は、至った日の属する月の翌月から貸与打ち切りとなります。  
ア 奨学生が退学したとき  
イ 奨学生が死亡したとき  
ウ 奨学生が貸与を辞退したとき  
エ その他貸与を受ける資格がなくなったと認められたとき

## 7 奨学金の返還

- (1) 返還の開始  
奨学生は卒業・辞退等により**貸与が終了した1年後**から返還が義務付けられています。貸与月額の1/2を返還月額とし、貸与額に達するまで毎月返還する必要があります。ただし、全額又は一部を一時に返還することもできます。
- (2) 連帯保証人の責務  
連帯保証人は、奨学生が何らかの理由で奨学金の返還を怠ったときは、奨学生に代わって奨学金を返還する責務を負うものとします。

## 8 選考及び選考結果の通知

奨学生の選考は、願書とその他必要書類に基づき選考審査会にて審査します（6月上旬予定）。その後、申込みされた全員へ審査結果を文書で通知します。

また、採用された奨学生は、決定通知書と同封される書類（奨学金交付申請書・誓約書・借用証書）に必要事項を記入の上、本市が定めた期限日までに提出してください。期限日を過ぎますと、初回支給日が遅れる場合があります。



世帯における総所得額(令和元年分)から特別控除額を差引いた額が、所得基準額内であれば所得制限範囲内となります。ただし、総所得の上限額はあくまでも収入の目安です。

【別表1】 所得基準額

世帯人員	総所得額上限
1人	178万円
2人	282万円
3人	328万円
4人	355万円
5人	382万円
6人	402万円
7人	422万円

【別表2】 特別控除額

世帯を対象とする控除	特別の事情	特別控除額					
	(1)母子・父子世帯	45万円					
	(2)就学者のいる世帯	児童1人につき	小学校児童	8万円			
			生徒1人につき	中学校生徒	15万円		
		学生1人につき	高等学校	校種	国・公立	26万円	43万円
				私立	37万円	54万円	
			高等専門学校	国・公立	32万円	50万円	
				私立	54万円	72万円	
			専門学校	国・公立	21万円	56万円	
				私立	66万円	101万円	
学生1人につき	大学	国・公立	53万円	92万円			
		私立	91万円	130万円			
(3)障害者のいる世帯	1人につき	78万円					
(4)長期療養者のいる世帯	療養のため経済的に特別な支出をしている額。						
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため支出している額。ただし、65万円を上限とする。						
(6)火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	将来長期にわたって支出増また収入減になると認められる年間額。						
(7)父母以外の者で所得を得ている者がいる世帯	父母以外の者の所得者1人につき35万円。ただし、その所得が35万円未満の場合は、その額。						

【例】 両親、本人(公立大・自宅外)、妹(小学生)の4人世帯の場合

○世帯総所得額：380万円とした場合

○特別控除額：92万円(本人) + 8万円(妹)

世帯総所得額 - 特別控除額 = 280万円 < 355万円(4人世帯の所得基準額)

なので、所得制限の範囲内となります。